

写

第 2 回 JSPO 国体発第 77 号
令和 2 年 8 月 6 日

都道府県体育・スポーツ協会
事務局長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
国民体育大会委員会
委員長 大野 敬 三



国民体育大会における代表選手選考に関する指針について（通知）

平素より国民体育大会をはじめ当協会スポーツ推進事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年各都道府県体育・スポーツ協会および都道府県競技団体において、国民体育大会における代表選手選考を行っていただいていることと存じますが、昨年の開催の第 74 回国民体育大会に際して、選手の関係者から、各都道府県における選手選考に関する問い合わせが複数件、当協会へ寄せられました。

その内容としては、都道府県における選手選考の不透明さや、関係者への周知不足が原因として考えられるものであったことから、当協会国体委員会として、別紙「国民体育大会における代表選手選考に関する指針」を策定いたしましたので通知いたします。

各都道府県体育・スポーツ協会に置かれましては、本指針をご参照いただき、引き続き公平で公正な代表選手選考を行って頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 通知内容：

- ・ 国民体育大会における代表選手選考に関する指針について

【本件に関する問合せ先】

国体推進部 国体課

TEL：03-6910-5808/FAX：03-6910-5820

MAIL：kokutai@japan-sports.or.jp



国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針

2020年7月17日

日本スポーツ協会 国民体育大会委員会

国民体育大会における都道府県代表選手の選考にあたっては、以下の内容に十分配慮するものとする。

1. 選考基準の明確化

代表選手の選考にあたっては、選考人数、選考期間、選考対象大会、選考の方法、予選会免除対象者の取扱、その他選考において考慮すべき事項について、具体的に定めた選考基準を設定すること。

また、選考基準については、代表選手選考団体の委員会等で決定され、具体性があり、客観的に公平性・公正性が認められる内容であること。

2. 選考基準の周知

選考基準については、選手・監督等の関係者に対し、通知あるいはHP等により、広く確認できる方法で、余裕を持って事前に周知（公開）すること。

3. 選考基準の変更

原則、選考期間中あるいは選考対象大会開始後に選考基準の変更を行わないこと。

なお、やむを得ず変更を行う場合は、すみやかに、選手、監督等の関係者へ周知し、十分に理解を得ること。

4. 選考結果の説明責任

選考結果については、選手・監督等の関係者に対し、通知あるいはHP等により、広く確認できる方法で周知（公開）すること。

また、選考結果に対する質問や疑義があった場合等の対応窓口を提示し、問合せ等があった場合は、すみやかに対応するとともに、当該者の理解が得られるよう、誠意をもって具体的かつ明確な説明に努めるなど、適切に対応すること。